

## 令和6年第3回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和6年3月27日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	高 見 博 之
教 育 次 長	入 潮 賢 和
学校給食センター担当参事	正 木 洋 志
総 務 課 長	近 藤 雅 之
こども育成課長	山 内 陽 子
幼児教育指導担当課長	中 塚 真由美
学校教育課長	田 中 豊 史
生涯学習課長	松 本 久 典
文化財課長兼市史編さん担当課長	中 田 宗 伯
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長	狩 川 真 人
書 記	澁 谷 文 江
- 5 付議事項

第13号議案	赤穂市指定文化財の指定について
第14号議案	赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について
第15号議案	赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程の制定について
報告4	赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第16号議案	赤穂市教育委員会人事異動について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について
第17号議案	担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 池 坂 めぐみ

署 名 人 志 水 矛

令和6年第3回赤穂市教育委員会議事録

- 教育長 ただいまより、第3回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。
- はじめに、令和6年教育委員会臨時会議事録の署名を大河委員と池坂委員にお願いします。
- （ 教育長署名後、大河委員と、池坂委員の署名 ）
- 教育長 次に、教育長の報告を行います。
- （ 教育長 報告 ）
- 教育長 次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。
- 池坂委員と志水委員にお願いします。
- 議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。
- 第16号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、その他については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 以上のとおりの賛成をもちまして、第16号議案及びその他については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。第13号議案赤穂市指定文化財の指定について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 （ 赤穂市指定文化財の指定について議案書2ページ、議案参考資料2～8ページに基づき説明を行った。 ）
- 教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
- 委員 4ページ中ほどの五輪塔の順番ですが、空、風となっておりますが、風、空の順ではないですか。
- 事務局 そうですね、空と風が逆になっています。
- 委員 5ページの4行も空風輪となっておりますので、逆だと思います。
- 事務局 大変申し訳ございません。順番を入れ替えして指定説明としたいと思います。
- 委員 今回、指定ということで少し調べたのですが、指定は手厚い支援と強い規制を行って、登録だと手厚くはないけど緩やかな規制を行うんだと知ったんですが、この町石に関してはどのような支援なり、規制があるのですか。

事務局 文化財の指定制度と登録制度がありまして、赤穂市の文化財保護条例では、登録制度は今ございません。国、県では、指定制度と登録制度がありまして、指定制度は手厚い保護と活用を、登録については、指定に比べて緩やかな規制で活用を図っていくことに違いがあります。今回の光明寺町石、赤穂西浜塩田資料については、指定によりまして、所在場所の変更などの現状変更が許可制となりますので、知らないうちに散逸していくようなことが防がれるというようなことで保護されるということです。また、活用については、西浜関係資料については、すでにインターネットなどで公開しております。町石2点については、有年考古館に収蔵され、展示によりまして広く周知していきたいと考えております。それから4月24日から有年考古館で赤穂の山寺という企画展を予定しておりまして、そこでも今回の町石2つについては展示させていただこうと考えております。以上です。

教育長 他にございませんか。発言がないようですので、第13号議案「赤穂市指定文化財の指定について」委員のご確認をいただき評決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第13号議案は、原案のおおりに議決されました。次に、第14号議案赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について議案書3～7ページ、議案参考資料9～11ページに基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第14号議案「赤穂市通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第14号議案は、原案のおおりに議決されました。次に、第15号議案「赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程の制定について議案書8～11ページ、議案参考資料の12～14ページに基づき説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第15号議案「赤穂市立学校物品管理規程の一部を改正する規程の制定について」委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第15号議案は、原案のおおりに議決されました。次に報告4「赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 （ 赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について議案書12～13ページ、議案参考資料15ページに基づき説明を行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、報告4「赤穂市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を終わります。次に、第16号議案「赤穂市教育員会の人事異動について」事務局の説明をお願いします。

事務局 [ 非公開案件として第16号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

原案承認

教育長 次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 [ 非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。 ]

教育長 次に、追加で配布しております、議案書その2、第17号議案「担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 （ 担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について議案書（その2）1～3ページ、議案参考資料（その2）1～2ページに基づき説明を行った。 ）

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。ご発言がないようですので、第17号議案「担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について」委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議ありません。

教育長 以上のと通りの賛成をもちまして、第17号議案は、原案のとおり議決されました。その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局 ( 令和6年第4回教育委員会を4月25日(木)午後2時から赤穂市役所2階第2庁舎で開催することを報告した。 )

教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして第3回教育委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

(午後2時50分閉会)